

COPYRIGHT LAW PRIMER &lt;4&gt;\*

# 風と共に来る権利侵害

飯田 幸郷



## ◇上訴の結果によって

長編小説『風と共に去りぬ』(Gone With the Wind) はアメリカの女流作家マーガレット・ミッチェル (Margaret Michell) が1936年に発表し、同年ピューリッサー賞 (Pulitzer Prize) を受賞した長編小説として有名だ。わが国でも、大久保康雄、竹内道之助両氏が翻訳されている。

映画でも大きなスクリーン一杯に映し出される南北戦争や、大農園の持ち主、オハラ家の長女で美しく純情なスカーレット・オハラ (Scarlett O'hara) が初恋に破れてから3人の夫を次々と迎えて、愛欲と金銭欲とに織りなされる数奇な運命を描く長編のリアリズムな動きには、時を忘れて脳裏に焼き付けられる名作である。

著者であるミッチェルは1949年に自動車事故で急逝されたが、彼女の著作権、その他これに関連する権利はアメリカ南東部ジョージア (Georgia) 州のステューブンズ・ミッチェル・アンド・トラスト社 (Stephens Michelkl and Trusty Company) が所有し、サン・トラスト銀行 (Sun Trust Bank) によって管理されている。

2,3年ほど前のことだが、アリス・ランダル (Alice Randall) という女性作家が『風既に収まる』(The Wind Done Gone) という小説をホウトン・ミフィン社 (Houghton Mifflin Co.) から出版した。

ランダル女史はミッチェルの作品である『風と共に去りぬ』の女主人公スカーレット・オハラをはじめとして、15人ものキャラクターを登場させ、さらに土地や風景、設定なども、まるで「風と共に去りぬ」を鏡に映し出したように類似しているという。原本ミッチェルの「風と共に去りぬ」の著作権などについての権利保有者であるステフエンス・ミッチェル・トラスト (Stephens Mitchell Trust) が、ヒューストン社を被告として、著作権の侵害であると preliminary injunction を提起した。この preliminary injunction (暫定的差止命

令) とは、コモンローによって本案の審理を行い、最終的な判決が出るまで、現状維持のために、仮処分として被告の行為の差止めを命ずる裁判所の命令である。

原告のステフエンス・ミッチェル・トラストは The Wind Done Gone は、その登場人物、背景から、筋書き、さらには文章の表現の手段まで総てが Gone With the Wind の a slavish imitation (猿まね) で、“a continuation of Gone With the Wind” (風と共に去るの続編) のようであると、主張したのだ。

これに対して、被告の Houghton Mifflin Co. は、「本書には Gone With the Wind に登場する人物の一部が出てくるが、その内容は全く別個の新規な創作である」と、答弁した。

両者の主張に対して、第一審の Charles A. Panell 裁判官は、次のように述べている。

Randall repeats the Gone With the Wind story with a detailed encapsulation of older work while exploiting the copyrighted characters, lines, and settings "as the palette for new story.

(Randall の作品中の登場人物や、筋書き、あるいは設定などは「風と共に去りぬ」についての海賊行為に属する。両著作物を対比すると、同一の用語が随所に散見され、同一の人物が同一の行為を続けているとしか思われない。) として原告側に軍配を上げた。

この事件はこれで風と共に去ったわけではなく、被告側はこの判決を不服として直ちに The Court of Appeal (控訴裁判所) に上訴した結果、“確かに、登場人物の一部には「風と共に去りぬ」の中と同じキャラクターのものもあるが、ストーリー全体は全く異なるから、著作権の侵害にはならない”との判決で一併落着した。

\* <1> は2002年9月号, <2> は12月号, <3> は2003年2月号に掲載

イギリスのジェイ・ケー・ローリング (J.K.Rowling) さんという若い女性が 1997 年 9 月に処女作として、「ハリー・ポッターと賢者の石」(Harry Potter and Philosopher's Stone) という作品を発表され、それに続いて一連の作品を出版されているが、これらの作品はいずれもベストセラーで、日本でも翻訳されてすごい売れ行きだという。

ところで、今年の 3 月、オランダのアムステルダム地方裁判所 (Amsterdam District Court) が、「ターニャ・グロッターと魔法のバス」(Tanya Grotter and the Magic Bass) というドミリ・イエメツ氏のロシア語の小説のオランダ語の翻訳本をローリングさんの「賢者の石」の文体や内容、その他の点が全く類似しているとして、その本を発売禁止にした。筆者も海賊版の出るような本を書きたいものである。

#### ◇後を絶たない海賊行為

弛むことのない技術革新によって、社会は進歩を重ねてゆくのであるが、その反面では、知的な犯罪行為 (pirate) が増加してゆくということは悲しい事実である。この<PIRATE>とは、一般に「海賊行為」という。行政上の権限がないにも拘わらず、国の領海外において犯罪を犯すことで、第三者の財産を横取りする犯罪行為である。第一次世界大戦の時、ドイツの潜水艦が無差別に連合国の商船や、輸送船を攻撃して金品を略奪し、1922 年のワシントン条約の違反を繰り返していたことは、古い話であるが歴史の 1 ページに記載されている。

この海賊行為という言葉は、現在では、もっぱら、知的財産権である特許権や著作権の侵害を意味する国際法上の「反乱」行為を示す言葉となっている。

ところで、知的財産権に対する最近の海賊行為は、中国や韓国において大きな問題になっている。最近の報道によると、香港で一般に市販され、使用されているビジネス用のコンピュータ・ソフトウェアは、その 50% 以上が同地でコピーされたものだという。事実、上海や、香港の書店や、CD あるいはビデオ・テープの販売店を覗くと、日本の流行歌や演歌の海賊版が堂々と並んでいる。

その対策として、香港政府は「著作権条例」(Copyright Ordinance) の改正法と「著作権侵害阻止条例」(Prevention of Copyright Piracy Ordinance) を新たに制定して、2001 年 4 月 1 日から施行している。

その罰則としては、著作権の侵害行為に対しては最高 50,000 香港ドル (HK\$) 日本円にして (約 80,000 円) の罰金、もしくは懲役 4 年を科すとのことである。

わが国でも、音楽の CD や映画のビデオ・テープなど、利用者のパソコンの間で相互に交換することができるソフトが無料で出回っている。こうしたサービスが著作権侵害になるか・どうかについても、これからいろいろと検討しなければならない問題がでるであろう。

また、通信衛星 (communication satellite) による音楽のデジタル放送番組が、「原作のレコード会社に対して著作権を侵害する」という、放送会社と番組製作会社との著作権侵害訴訟が、東京高等裁判所で和解になったというニュースもある。

この種のレコードや放送、歌手の歌唱などについては、著作権法は「著作隣接権」によって保護している。

この著作隣接権 (neighboring rights) には国際条約として、「隣接権ローマ条約」(International Convention for the Protection of Performers, Producers and Broadcasting Organizations) がある。

なお、著作権の侵害行為は法改正により「非親告罪」となったが、表に出ない海賊行為が横行している。

#### ◇ヨーロッパ連合の統一著作権法

EC つまり欧州連合 (European Union = EU) は、選挙によって選出される「欧州議会」(European Parliament) と、各構成国の元首または首脳と、共同体の各種の法律を提案して、これを実施に移す権限がある「欧州委員会」(Commission) の議長とによって組織される「欧州理事会」(Council) と、共同体の法体制を遵守するための機関である「欧州司法裁判所」(Court of Justice) および EU の財政管理を監査する「会計監査院」(Court of Auditor) とを主要機関としている。

理事会の規則あるいは委員会の指令 EU の知的所有権法関係の法律には、これまでに (1) 共同体特許条約、(2) バイオテクノロジーの発明の法的保護に関する欧州議会および理事会指令、(3) 共同体植物品種権に関する理事会規則、(4) 医薬品に関する補充保護証の創設に関する理事会規則、(5) 共同体商標規則、(6) コンピュータプログラムの法的保護に関する理事会指令、(7) データベースの法的保護に関する理事会指令などがある。

そして、「欧州共同体意匠規則」(Regulation on the Community Design Council Regulation)が2001年12月12日に公布され、2003年4月1日から、スペインのアリカンテ(Alicante)にある「域内市場の調和に関する官庁」(Office for Harmonization in the Internal Market=略称OHIM)と15の各構成国の知的所有権官庁とに出願することができる。

この意匠規則によると、意匠登録出願には2種類の権利がある。その第一は「登録共同体意匠」で、第二は「無登録共同体意匠」である。

登録共同体意匠は、出願をすると、意匠の登録要件について審査され、これにパスして登録されると出願日から5年間の権利が発生し、以後5年ごとに更新することによって、25年間の権利が確保できる。他方、無登録共同体意匠は、無審査であって、共同体の一般に公開された日から起算をして3年間の権利が付与されるのである。

著作権の解説から、少しばかり横道にそれたので、ハンドルをナビゲータの示す方向に回すことにする。

欧州共同体の理事会は著作権についても、現在単一の著作権法の作成を急いでおり、ドイツ連邦共和国の著作権法および隣接権法を基礎にしているとのことである。

共同体著作権法(案)の第2条は、複製の権利の範囲を、次のようにきわめて広く規定している。

Member states shall provide the exclusive right to authorize or prohibit direct or indirect, temporary or permanent reproduction by any means and in any form, in whole or in part.

(構成国はその複製手段、体裁の如何を問わず、また全体あるいは一部分であるを問うことなく、直接または間接に権利を認めもしくは禁止する独占権を規定しなければならない。)

このほか、コンピュータ・プログラムや利益を目的としない私的な複製の許諾等、幅広く条文で規定される模様である。

#### ◇ドイツの著作権法抜粋

ドイツ連邦共和国の現行著作権法(Law on Copyright and Neighboring Rights)は1965年に公布され、1998

年7月16日に改正されたものである。その条文は、第1部第1章第1条総則(General)から始まって、第5部適用の範囲(Scope of Application)第120条以下、そして、修正および最終規定の第143条に終わっている。次に、重要な条文を選択して紹介しよう。

第1条 文学的、科学的小および美術的作品は、この法律により、その作品を保護する。

第2条(1) 保護する文学的、科学的小および美術的作品とは、特に次のものからなる。

1. 文書、スピーチ、コンピュータ・プログラム等の言語による作品；
2. 音楽の作品；
3. パントマイム、舞踊に関する作品を含む；
4. 美術の作品、建築、応用美術の作品およびこれらの作品の図面を含む；
5. 写真の作品、写真に類する手段で作成された作品を含む；
6. 映画の作品、映画に類する手段で作成された作品を含む；
7. 科学的または技術的内容の図解、図面、プラン、地図、表および立体的表示を含む。

(2) この法律においては個人的な知的創作のみをこの法律の範囲内の作品とする。

第16条(1) 複製権はその作品の種類および数量を問うことなく、その作品を複製する権利をいう。

第64条 著作権は著作者の死後70年をもって満了する。

第65条 著作権を複数の著者が所有する時には、その最後まで生存をしている著作者の死後70年をもって終了する。

第120条(1) ドイツ国民は、その作品が公表されると否とに関わらず、また公表の場所の移管を問うことなく、その作品のすべてについて著作権の保護を受けるものとする。共同著作者によって作成された作品の場合には、共著者中の一人がドイツ国民であれば差し支えない。

(2) 次の者はドイツ国民と同一の権限を有する：

1. ドイツ国籍を持たないが、基本法(Basic Law)第116条(1)に規定するドイツ人、および
2. 欧州連合(EU)の他の構成国または欧州経済圏に関する協定の加盟国の国民。

(原稿受領 2003. 3. 12)